

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 0 号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第 3 条 <省略> 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額 2 1, 9 4 6 円とする。	(保険料率) 第 3 条 <省略> 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額 2 7, 0 1 0 円とする。
3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 1, 9 4 6 円」とあるのは、「3 3, 4 2 5 円」と読み替えるものとする。	
4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「2 1, 9 4 6 円」とあるのは、「4 8, 9 5 5 円」と読み替えるものとする。	
5 前各項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料の額に 1 0 0 円未満の端数	3 前 2 項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料の額に 1 0 0 円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てる。

があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。